

その基準に該当すれば所定の保険料の免除がされます。

・30歳未満の方の免除について

また、30歳未満の方の場合は、申請者と配偶者がいらっしゃる場合は、その方の収入で基準が定められていますので、全額、一部免除に比べ基準が緩やかになっています。

・学生の納付特例

20歳以上で、学生の方には、学生納付特例という制度もあります。これは、免除というよりは、後で納められるよ！という制度と考えたほうがいいでしょう。

学生の納付特例の場合、他の免除制度とは違い、この納付特例を申請すると、加入期間には、算入されますが、年金額に反映されることはありません。

また、失業中でご本人の保険料が支払い困難という場合も、世帯主や配偶者の収入条件が加味されますが、保険料免除をすることも可能です。

●西尾の解説

いずれの免除制度も25年の加入期間に加えられますし、学生の納付特例を除いては、年金額にも反映されます。

もっとも、年金額は満額納付の場合とは違い、額は少なくなります。しかし、追納という制度も合わせて利用できますので、満額に近づけていくことも可能です。また、払えるようになれば、付加年金も加えて支払うということも考えられますよね。

でも、西尾が、皆様に、滞納はやめてほしい、とお願いしたいのは、国民の義務ですよ、ということからだけではありません。万が一、病気や事故で、障害等級に該当するような障害を負った場合のためなのです。

これらの免除や猶予制度を申請している間に万が一、ご本人が病気や事故で障害等級に該当するような事件に遭遇したときも、障害基礎年金の受給が可能であるということです。

障害の年金を受けることが出来る条件は、疾病が障害等級に該当することと、保険料の「滞納」時期が被保険者期間の 1/3 以上ないこととなっているからです。

また、遺族年金にも同様の期間条件がありますので、遺族の年金にも影響を及ぼす場合があります。

収入証明の入手や猶予・免除手続きを面倒がらずになさっておくことが、なにより将来のご自身とご家族のためになります。

★トピックス～年休～

働き始めて6ヶ月経過すると「年次有給休暇」が発生します。

そう、年休です。

4月に入社された方は、今年の10月1日から利用することができます。

私が働き始めた当時は、1年後に権利が発生していましたが、現在は、6箇月で所定労働日数の8割以上労働した場合は、10日が付与されます。

労働時間や労働日数が少ない場合は、それに応じた日数が付与されることになります。

この年次有給休暇は、正社員、パート、アルバイト等呼称はどうあれ、付与条件に該当すれば、権利が発生することになります。パートタイムやアルバイトという働き方をなさっている場合も、当然、年休はありますよ。ご存じない方も多いようですので、書いておきますね。

1947年労働基準法が施行された当初は6日と定められていましたが、1988年に10日と改定されました。ちなみに、フィンランド、フランスは30日と世界最高だそうです。このGWの間にこの年休を上手く利用すれば、最大16連休が可能です。

=====

~~~~~編集後記~~~~~

私の連休の予定ですが、

私は、自動車免許も持たないので、連休は、日ごろ溜まった家事にいそしみ、その合間には、空豆でビールでもいただこうかと。

それと、五月のそよ風のなかで  
ご近所の仲良しわんこのリリーちゃんと  
遊びたいなと思っております。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
